

公益財団法人8020推進財団

賛助会員規則

(総 則)

第1条 この規則は、公益財団法人8020推進財団（以下「本財団」という。）定款第48条に規定する財団の賛助会員について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、財団設立の趣旨・目的に賛同し、事業を援助するため、所定の賛助会費を納入する者とする。

2 賛助会員の種類は次に掲げるものとする。

- (1) A会員（歯科医師会）
- (2) B会員（歯科医師会以外の団体、会社）
- (3) C会員（個人）

(入 会)

第3条 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 理事長は入会の可否につき検討を行い、決定する。

(会 費)

第4条 賛助会員は、年会費を納入しなければならない。

2 賛助会員の年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) A会員

- ① 日本歯科医師会
1口100万円とし1口以上とする。
- ② 都道府県歯科医師会
1口50万円とし1口以上とする。
- ③ 郡市区歯科医師会
1口2万円とし1口以上とする。

(2) B会員

1口5万円とし1口以上とする。

(3) C会員

- ① 歯科医師
1口1万円とし一口以上とする。
- ② その他の者(歯科衛生士、歯科技工士等)
1口1千円とし1口以上とする。

(会費の使途)

第5条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の70%以上を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものとする。

(退 会)

第6条 賛助会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第7条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は賛助会員である法人若しくは団体が消滅したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除 名)

第8条 賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議に基づき、その賛助会員を除名することができる。

- (1) 財団の名誉を毀損し若しくは目的に反する行為をしたとき。
- (2) 財団の定款若しくは規則に違反したとき。
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6項に該当するに至ったとき。

2 賛助会員を除名にするときには、理事会において決議する前に、当該賛助会員に対し弁明する機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第9条 賛助会員が既に納入した賛助会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(改正)

第10条 この規則は、理事会の決議により改正することができる。

(補 則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人8020推進財団の設立の登記の日から施行する。